

第2期
綾川町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年8月

交通安全総点検実行委員会
通学路安全推進部会

1 プログラムの位置づけ

香川県では、交通安全の推進のため、「交通安全総点検実施要領」に基づく「交通安全総点検調整会議」（以下、「調整会議」という。）が設置され、香川県警交通規制課及び香川県土木部道路課を事務局として、県内市町の連絡調整を図ってきました。この総点検では、調整会議との調整のもと、春と秋に計画され、春には主に通学路を対象としてきました。

本町では、高松西警察署及び本町の総務課を事務局とした別紙に掲げる「交通安全総点検実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置し、調整会議と連絡調整しながら、交通安全総点検を実施しており、

通学路に関する取組みを「綾川町通学路交通安全プログラム」として、策定しています。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 「通学路安全推進部会」の設置

「通学路安全推進部会」は、本プログラム策定（運用・改善・充実）のために、実行委員会より選出された委員で構成し、委員は、以下のとおりとします。

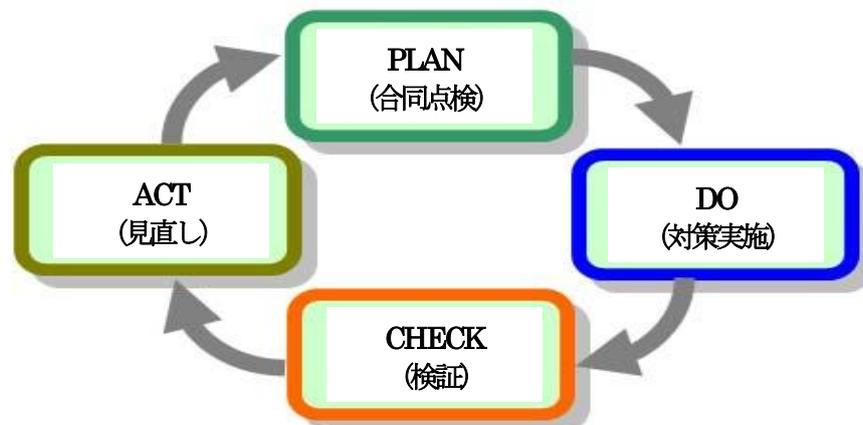
- ・綾川町教育委員会
- ・綾川町総務課（事務局）
- ・高松西警察署
- ・綾川町建設課
- ・綾川町子育て支援課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、計画的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の状況確認等も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・ 調整会議との調整のもと、春の総点検において、合同点検を別紙のとおり計画的に実施します。(小学校区につき、7年に1回程度実施)
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、実行委員会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・ 定期的に通学路の変更の有無について調査し、新たな危険箇所については実行委員会で検討し、必要に応じて点検年度の順位を変更して、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、実行委員会メンバーのほか、交通指導員、民生児童委員が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施の当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策状況の確認

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、児童生徒等が安全になったと感じているかなどのアンケート等を行い、対策後の状況を確認するための手法等を検討します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や状況確認の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の情報共有

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で情報共有します。

別紙

綾川町交通安全総点検実行委員会

委員名簿

- ・ 綾川町総務課
- ・ 綾川町教育委員会
- ・ 綾川町建設課
- ・ 綾川町子育て支援課
- ・ 国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所善通寺国道維持出張所
- ・ 香川県中讃土木事務所
- ・ 高松西警察署
- ・ 老人クラブ関係者
- ・ 学校関係者(該当校)及びPTA

綾川町通学路点検計画表

(令和4年8月作成)

学校名	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	グループ	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
昭和小学校	A						○春		
陶小学校		○春							○春
滝宮小学校			○春						
羽床小学校					○春				
綾上小学校						○春			

- * 小学校の合併や新設、道路が新しくなるなど、通学路の変更等の状況変化に応じて見直します。
- * 高松西警察署の管轄エリアが高松市国分寺町を含んでいるためR7年度、R11年度の実施はありません。